

Tax Newsletter, Issue no. 2/2018

2018年1月から3月までの税務動向

In this issue:

- 2018年1月から3月までの税務動向
- 新たな通達による影響: ハイヤーパーチェスやリース事業者が認知すべき事項
- 興味深い最高裁判例

1. 免税

1.1 特定産業競争力強化基金からの補助金

特定産業競争力強化法 2017 年(仏暦 2560)に基づき、特定産業競争力強化基金が設立されています。この基金から受領した補助金について、法人所得税免除を定めた勅令第 652 号が発行されました。

免税措置は 2017 年 2 月 14 日以降に受領した補助金に適用されます。

特定産業競争力強化基金はタイ国の競争力強化につながる特定産業への投資を誘致し、それら産業の促進、発展を目的に設立されました。

1.2 国家電子決済マスタープランの下で政府から受け取る報酬

国家電子決済マスタープランの下で受領した報酬について、歳入法典第 48 条(1)(2)に定められた個人所得税の計算から除外することを認める勅令第 653 号が発行されました。これは、報酬を受け取る際に 5%の源泉徴収税を控除されることをその個人が認めることが前提です。ここでの報酬は、国家電子決済マスタープランの下、電子決済の促進業務に関連して政府から受け取るものを指します。

免税措置は 2017 年 6 月 1 日以降に受領する報酬から適用されます。

2. 追加の所得控除

2.1 公正基金(Justice Fund)への寄付

公正基金への寄付の所得控除を認める勅令第 651 号が 2018 年 1 月 27 日に発行され、即日発効しました。:

- 個人所得税: 現金寄付額の 200%控除が認められます。ただし、教育省の承認を受けた教育プロジェクトに対する支援額と合わせて、その他の所得控除後の課税所得の 10%が上限です。

- 法人所得税: 現金または資産の寄付額の **200%**控除が認められます。ただし、教育省の承認を受けた教育プロジェクトに対する支援、子供の遊び場や公園、無料で開放される民間の運動施設の建設や維持のための寄付金との合計額が、歳入法典第 **65 ter (3)**の定める、慈善、公益、教育およびスポーツに対する寄付金控除前の純利益の **10%**が上限です。

公正基金は訴訟、被告人の仮釈放、人権侵害、法的知識の提供を目的として公正基金法 **2015 年 (仏暦 2558)** の下で設立され、現金や資産の寄付により運営費の一部が賄われています。

2. タイ国と国連専門機関との条約または協定に基づきタイ国内に設立された教育機関への寄付

タイ国と国連専門機関との条約または協定に基づきタイ国内に設立された教育機関に対して **2018 年 3 月 28 日**から **12 月 31 日**の期間に支払われた寄付金について、所得控除を認める勅令第 **654 号**が発行されました。:

- 個人所得税: 現金寄付額の **200%**控除が認められます。ただし、教育省の承認を受けた教育プロジェクトに対する支援額と合わせて、その他の所得控除後の課税所得の **10%**が上限です。

- 法人所得税: 現金または資産の寄付額の **200%**控除が認められます。ただし、教育省の承認を受けた教育プロジェクトに対する支援、子供の遊び場や公園、無料で開放される民間の運動施設の建設や維持のための寄付金との合計額が、歳入法典第 **65 ter (3)**の定める、慈善、公益、教育およびスポーツに対する寄付金控除前の純利益の **10%**が上限です。

さらに、寄付目的で**2018年3月28日**から**12月31日**の期間に資産の譲渡や証書の作成をした個人および企業については、その譲渡に関連する法人所得税、個人所得税、VAT、特定事業税、印紙税が免除されます。ただし、譲渡人は譲渡資産の費用を課税所得から控除することはできません。

過去のタックスインサイトにてご案内済の税務ニュース

(過去のタックスインサイト <https://www.pwc.com/th/en/pwc-tax-insights.html>)

- 移転価格条項の草案が閣議決定 (*Tax Insight No.1/2018*)
- BOI承認事業の進捗報告期限の改定 (*Tax Insight No.2/2018*)
- 特別経済開発区域内での事業の軽減税率申請期限延長 (*Tax Insight No.4/2018*)

新たな通達による影響： ハイヤーパーチェスやリースの事業者、 および消費者が認知すべき事項

通常、賃貸住宅契約や車両ハイヤーパーチェス契約は賃貸人に有利に作成され、個人賃借人は時に不利益を被ります。そのため、消費者保護委員会（以下、「委員会」）は種々の不公平な契約条件から消費者を保護するための新規制を発表し、2018年2月16日、官報に掲載しました。:

1. 2018年5月1日以降、住宅用不動産賃貸は「規制契約事業」となります。これは委員会が発行する、賃貸契約による住宅不動産賃貸事業者への通知 2018年(仏暦 2561年) (以下、「賃貸通知」)に基づきます。
2. 2018年7月1日以降、自動車および二輪車のハイヤーパーチェス事業は、自動車および二輪車のハイヤーパーチェス契約事業者への通知 2018年(仏暦 2561年) (以下、「ハイヤーパーチェス通知」)に従わなくてはなりません。これは 2012年の通知および 2015年の改訂版に優先して適用されます。

適用対象

- 5軒以上(同建物内である必要はない)の住宅用の不動産賃貸を個人に対して行う個人または法人。対象不動産は住居目的の宿泊施設、戸建て、コンドミニアム、アパート、その他施設で、別の法律により管理されているホテルやドミトリーは含まれません。
- 自動車や二輪車の所有者で、個人に対して特定の期間の分割払いで賃貸および所有権の移転契約を行うハ

イヤーパーチェス業者。ただし、ハイヤーパーチェス通知が適用されるのは個人使用目的での乗用車やオートバイについてのみです。

新規定

住宅用不動産賃貸借契約の必須規定

契約書は法定書式でタイ語を使用して作成し、写しも必要です。また、契約書には、賃貸人情報、物件情報、物件の状態、賃貸期間、賃貸料、公共料金、サービス料、その他費用の計算方法、支払期日、保証金、賃貸人の義務、賃借人の権利が最低限記載されていなくてはなりません。

上記以外の要件としては、次のような禁止、制限、免責事項や、契約上で「事業者の権利」などとして定めている不公正な項目に注意が必要です。:

前受け賃料や賃料の一か月以上の保証金の徴収権、賃料の引き上げやその他費用の引き上げ、前受け賃料や保証金の没収、電力・水道会社の正規料金より高額の公共料金の請求、更新料の請求、事前通知なしに行う物件調査、賃借人に賃貸物件への入居を禁止する行為、家賃の支払いが滞っている物件に事前連絡なく侵入し賃借人の財産を押収、撤去する行為、合理的な根拠なく契約を打ち切る行為、経年劣化やテナントの過失ではない損傷への責任転嫁など。

自動車または二輪車のハイヤーパーチェス事業の新定義および義務

ハイヤーパーチェス通知に基づく規定については大幅な変更はありません。主な変更点は、割賦回数、支払期日、元本や利息の詳細、VAT および支払手数料を契約書に含めることが必要になった点です。また、保証人に対する警告文を含めた保証契約書も、ハイヤーパーチェス契約書の作成に必要となります。さらに、新たな定義と規則が以下の通り定められています：

- 契約書における「貸貸人の費用計上」および「ハイヤーパーチェスの徴収料と費用」が新たに定義されました。また、通知内に規定されていないその他の費用および手数料は禁止されます。
- ハイヤーパーチェス通知で最高金利が規定されました。以前の通知では、貸貸人は支払いの遅延に対して16%～17%の延滞金を請求することが認められていました。しかし、新たな通知により延滞金の請求は実行金利に3%上乗せした金額(上限15%)までと規定されました。尚、今回の通知が施行されると同時に従前の慣行は禁止されます。
- 解約条項は概ね以前の通知に則っていますが、ハイヤーパーチェス通

知に規定される販売またはオークションの手続きは変更されています。例えば、賃借人が貸貸人からの督促に対応しない場合、貸貸人は保証人に対し、差し押さえた車両の売却期間が延長される旨を通知しなくてはなりません。

通知への非遵守が事業者に与える影響

前回と今回の両方の通知から、事業者は契約書に必須条項を記載しなければなりません。法律で定められた内容と異なる条項を契約書に記載しても、法律の内容と同等までの効力しか持たないと解釈されることとなります。同様に、禁止されている条項を記載しても、法的な効力を持ちません。

違反者が法人であり、その違反が取締役、経営者、または業務責任者の行為や指示に基づく場合、あるいは彼ら自身が違法行為を実行または指示する義務を負う場合、または故意にあるいは過失の結果として違反行為が起きた場合、そうした者および会社には、1年以下の懲役および/または10万バーツ以下の罰金が科せられます。

興味深い最高裁判例

最高裁判決第 12127/2558 号には、以下の通り 2 つの興味深い論点があります。:

1. 請負契約の一部と見做された棧橋使用料と運送費に対する源泉徴収
2. 当事者の真の意図に基づいた、貸付金利息にかかる特定事業税 (SBT: Specific business tax)

1. 請負契約の一部と考えられる棧橋使用料と運送費に対する源泉徴収

事実

LC 社はタイ国内で販売するため化学製品を輸入しており、LT 社と貯蔵タンクのリース契約を締結していました。

LC 社は 1997 年から 1999 年の会計年度の源泉所得税の還付請求を行ったところ、歳入局は歳入法典第 40 (8) に基づき、同会計期間内の請負契約に基づく LC 社の支払いについて追加で源泉所得税を課しました。

LC 社は LT 社へ、提供されたサービスに対しての報酬を支払っていましたが、当該報酬は、サービスの性質に基づいて以下の項目に細分化されていました。:

1. 棧橋使用料
2. 休日手当
3. 船から貨物の荷下ろし
4. バルク貨物の海沿いのタンクへの積替え
5. ドラム充填費
6. タンクローリー充填費
7. 電気料金
8. タンク清掃費
9. 運送費

LC 社は船から貨物の荷下ろし作業、バルク貨物の海沿いのタンクへの積替え作業、ドラム充填作業、タンクローリー充填作業、タンク洗浄について源泉徴収を行っていましたが、棧橋使用料、休日手当、電気料金および運送費は源泉徴収を行っていませんでした。そのため、歳入局はこれらの報酬についても源泉所得税を課しましたが、LC 社は当該歳入局の処分に同意しませんでした。

最高裁判決

LT 社の業務は、LC 社製品を船から荷下ろしし、LC 社が LT 社から賃貸している倉庫に搬入することによって完結します。つまり、LT 社はこのサービス業務の請負業者ということになります。報酬がサービスの性質によって細分化されているのは、単に業務ごとに報酬が算定されているだけであり、すべてのサービスは LC 社の製品を倉庫に搬入するという業務を果たすためのものです。そのため、当該支払いは請負契約に基づいてなされたものであり、**Taw Paw 4/2528** の第 8 条(2)に基づき、LC 社は源泉徴収義務を負うとしました。

また、運送費には、製品の配送だけではなく、製品をトラックに積み込むところから始まり、その数量を確認し、配送準備を整えることも含まれていました。これらのサービスは、LC 社のための業務の遂行の合意を反映していました。従って、報酬は製品の輸送にかかるもの、すなわち運送費自体ではなく、サービス全体に対するものでした。そのため、LC 社は、**Taw Paw 4/2528** の第 8 条(2)に基づき、当該運送サービスにつき源泉徴収義務を負うとしました。

(PwC 所見)

この判決において、最高裁判所は実質優先の考え方を採用しました。

契約者は様々な業務を提供し、個々に代金を請求していましたが、全てはある一つの目的を達成するためのサービス提供、すなわち船から倉庫へ製品を搬入する作業を完了するためのサービス提供であると裁判所は判断しました。

2. 当事者間の真の意図に基づく、貸付金利息に対する特定事業税

事実

LC社は1997年から1999年の会計期間における関連会社に対する貸付金利息にかかる特定事業税(SBT)を歳入局より課せられました。

LH社はLC社とFE社の議決権の25%以上を保有し、貸付の6カ月以上前からLC社の株式を保有していました。LC社とFE社の間では株式の相互保有はありませんでした。

LC社の内部資料によると、当初、LC社とLH社はA銀行から借入を行い、それをFE社に融資し、FE社はBファイナンスで担保になっていた土地の抵当を解消するとともにLC社はA銀行からの借入の担保として当該土地を使用することを意図していました。しかし、当該資料には修正された箇所があり、LC社はFE社への融資するのではなくLH社に融資することに変更し、LH社からFE社に融資をすることになっていました。LC社はLH社に対して手形貸付を行なうとともに、LH社はFE社に手形貸付を行いました。

歳入局担当官は、LC社は実際にはFE社への融資を意図していたにも関わらずLH社へ迂回融資することによって本来の意図を隠蔽したと考えました。FE社はLC社の関連会社ではなかったため、特定事業税は免除されませんでした。当該迂回融資の結果、LC社は融資を正しく税務処理せず、貸付利息に係る特定事業税を回避しました。そこで、担当官はLC社より提示されていた

金利を貸付金の利率と認定してLC社に対する特定事業税額を算定しました。これに対し、LC社は不服申し立てを行いました。

最高裁判決

最高裁判所は、LC社の融資の真の意図はA銀行からの融資でFE社に貸付を行い、FE社の債権者をLC社に変更することだったという見解を示しました。FE社は関連会社ではなかったために、Departmental Instruction Paw 26/2534により融資の利息にかかる特定事業税は免除されません。そのため、LC社は、両社の関連会社であるLH社を間に挟んでFE社に貸し付けることで、3社間で虚偽の取引を行いました。当該取引は、特定事業税を逃れるためになされたと考えられました。

(PwC 所見)

歳入局および最高裁判所は、民商法に基づく「虚偽取引」の概念を適用して、融資を無効とみなし、真の意図に基づき特定事業税を課しました。

会社の真の意図を特定するために、裁判所は、内部メモ、各会社の財務諸表、融資条件、資金調達方法、対象担保情報、各会社の返済条件と商業的の融資目的等の証拠や行動を考慮しました。

取引を有効なものとして歳入局と裁判所に認められるため、以下の点を遵守する必要があります。:

- 事業上の状況と理由のある取引であること。
- 引き受けられたリスク、資産、機能の程度に相応な報酬を受け取っていること。
- 実質と形式が整合していること
- 取引を裏付ける書類とその取引の実施方法がその事業活動目的と整合していること。

Contact us

<ul style="list-style-type: none"> • Tax Mergers and Acquisitions/ Tax Structuring 	<ul style="list-style-type: none"> • Paul B.A. Stitt, <i>Partner ext. 1119</i> • Prema Ramachandra Rao, <i>Associate Partner ext. 1156</i> • Vanida Vasuwanichchanchai, <i>Associate Partner ext. 1303</i> • Orawan Phanitpojjamarn, <i>Associate Partner ext. 1017</i>
<ul style="list-style-type: none"> • Tax Reporting & Strategy 	<ul style="list-style-type: none"> • Somsak Anakkasela, <i>Partner ext. 1253</i> • Ornjira Tangwongyodying, <i>Partner ext. 1118</i> • Thirapa Glinsukon, <i>Associate Partner ext. 1318</i>
<ul style="list-style-type: none"> • Indirect Tax Services 	<ul style="list-style-type: none"> • Somsak Anakkasela, <i>Partner ext. 1253</i> • Ornjira Tangwongyodying, <i>Partner ext. 1118</i> • Thirapa Glinsukon, <i>Associate Partner ext. 1318</i>
<ul style="list-style-type: none"> • Business Process Outsourcing Services 	<ul style="list-style-type: none"> • Somsak Anakkasela, <i>Partner ext. 1253</i>
<ul style="list-style-type: none"> • Transfer Pricing 	<ul style="list-style-type: none"> • Peerapat Poshyanonda, <i>Partner ext. 1220</i> • Janaiporn Khantasomboon, <i>Partner ext. 1437</i> • Niphan Srisukhumbowornchai, <i>Partner ext. 1435</i>
<ul style="list-style-type: none"> • Tax Dispute Resolution 	<ul style="list-style-type: none"> • Niphan Srisukhumbowornchai, <i>Partner ext. 1435</i> • Ornjira Tangwongyodying, <i>Partner ext. 1118</i> • Sudarat Isarakul, <i>Associate Partner ext. 1024</i>
<ul style="list-style-type: none"> • Financial Services 	<ul style="list-style-type: none"> • Orawan Fongasira, <i>Partner ext. 1302</i> • Ornjira Tangwongyodying, <i>Partner ext. 1118</i>
<ul style="list-style-type: none"> • Legal Services/BOI Services 	<ul style="list-style-type: none"> • Somboon Weerawutiwong, <i>Lead Partner ext. 1247</i> • Vunnipa ruamrangsri, <i>Partner ext. 1284</i>
<ul style="list-style-type: none"> • Japanese Business Desk (JBD) 	<ul style="list-style-type: none"> • Atsushi Uozumi, <i>Partner ext. 1157</i>
<ul style="list-style-type: none"> • U.S. Tax Desk 	<ul style="list-style-type: none"> • Thirapa Glinsukon, <i>Associate Partner ext. 1318</i>
<ul style="list-style-type: none"> • Global Mobility Services 	<ul style="list-style-type: none"> • Jiraporn Chongkamanont, <i>Partner ext. 1189</i>
<ul style="list-style-type: none"> • Customs & Trade 	<ul style="list-style-type: none"> • Paul Sumner, <i>Partner ext. 1305</i> • Nu To Van, <i>Partner ext. 1353</i>

15th Floor Bangkok City Tower, 179/74-80 South Sathorn Road, Bangkok 10120

Tel: +66 (0) 2844 1000 Fax: +66 (0) 2286 6666

Website: <http://www.pwc.com/th>

Editor:

Somboon Weerawutiwong, Lead Partner ext. 1247

E-mail: somboon.weerawutiwong@th.pwc.com

Vanida Vasuwanichchanchai, Associate Partner ext. 1303

E-mail: vanida.vasuwanichchanchai@th.pwc.com

At PwC, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 158 countries with more than 236,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory and tax services. Find out more and tell us what matters to you by visiting us at <https://www.pwc.com/>

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

<日本企業部>

魚住篤志	atsushi.uozumi@th.pwc.com	電話：(66) 2844-1157
武部純	jun.takebe@th.pwc.com	電話：(66) 2844-1209
桑木愛子	aiko.kuwaki@th.pwc.com	電話：(66) 2844-1186
熊崎裕之	kumazaki.hiroyuki@th.pwc.com	電話：(66) 2844-1269
名賀石 樹	tatsuki.nakaishi@th.pwc.com	電話：(66) 2844-1366
松下駿太郎	matsushita.shuntaro@th.pwc.com	電話：(66) 2844-1466
森岡青紀	aoki.morioka@th.pwc.com	電話：(66) 2844-1288

* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号：(662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.